
第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

エイズキャンペーンポスター



エイズキャンペーンポスター

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第1節 感染拡大の現状

1 世界レベルの感染拡大

エイズの感染の拡大は世界中で極めて深刻な問題になっており,特にアジア諸国で感染が急激に拡大している。WHO(世界保健機関)の平成5年1月現在の公式報告によれば,世界のエイズ患者は61万2千人となっており,推計によれば,患者は150万人以上,感染者は1千万人以上とされている。また,アジア諸国でもタイやインドを中心に100万人以上が感染しているものとみられている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第1節 感染拡大の現状

2 我が国における感染の現状と傾向

我が国においては、これまで欧米での主な感染経路となっていた男性同性愛者や薬物濫用者が少ないため、諸外国に比べると感染者が少数にとどまってきた。しかしながら、最近においては、感染者の急増と全国的広がり、在日外国人感染者の急増、異性間性行为が同性愛を抜いて主たる感染経路になるなど、感染の状況は新たな局面を迎えつつある。

エイズ患者等の届出状況

エイズ患者等の届出状況

(平成4年12月31日現在累積報告数)

	エイズ患者数	HIV感染者数
	人	人
総数	543	2,551
異性間の性的接触	53	435
男性同性愛	70	155
凝固因子製剤*	363	1,685**
その他・不明***	57	276

(注) 1. *は平成4年5月末現在における「発症予防・治療に関する研究班」からの報告による数字である。なお、「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行後(平成元年2月17日以降)、凝固因子製剤によると推定されるものは、報告対象から除かれている。

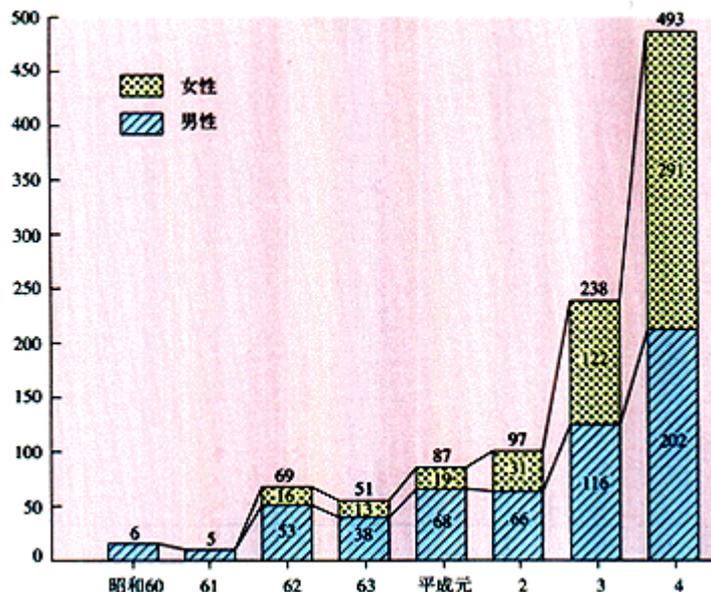
2. **は患者363名を含む。

3. ***は男性同性愛者を含む。

資料：厚生省エイズサーベイランス委員会調べ

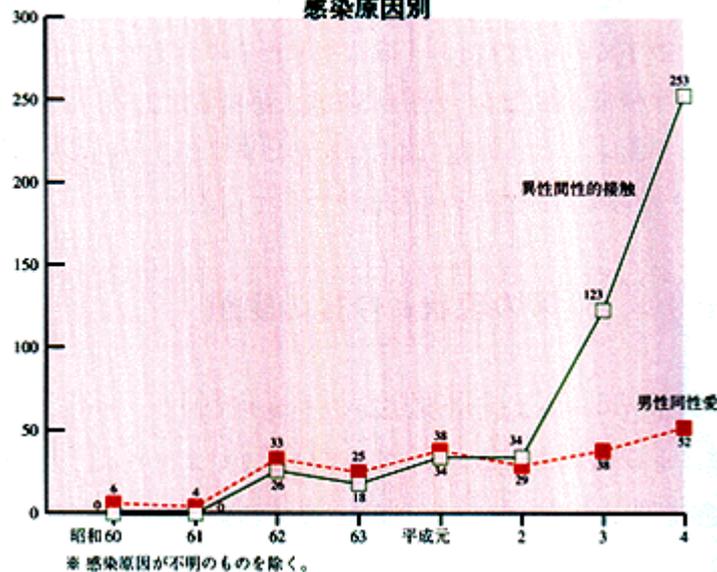
患者・感染者の年次推移

患者・感染者の年次推移



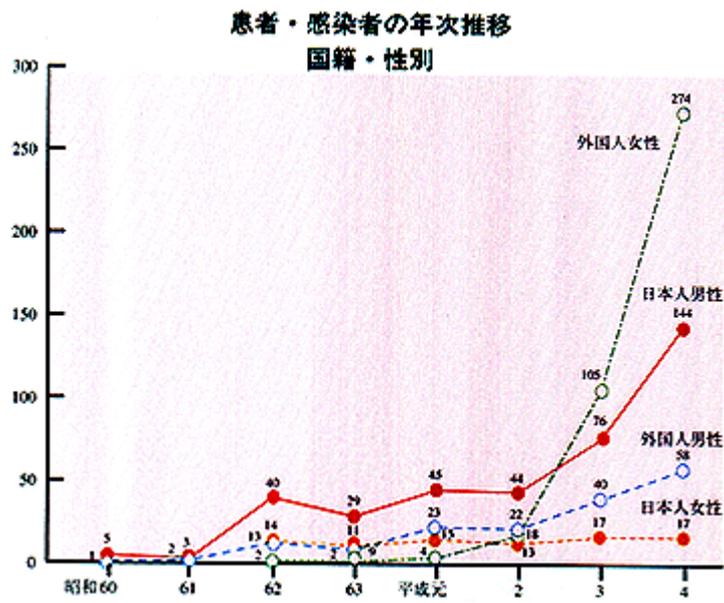
患者・感染者の年次推移感染原因別

患者・感染者の年次推移
感染原因別



これらを数字であらわすと、平成4年末までのエイズサーベイランス委員会への累積報告数では、患者が543人、感染者が2,551人となっている。また、平成4年の1年間に国内で新たに発見された患者・感染者数は、493人となっており前年の約2倍となっている。

患者・感染者の年次推移国籍・性別



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

現在、エイズの感染は全国的な広がりを見せており、また、異性間の性的接触による感染が主流になってきている。いままさに、大規模なエイズ対策を展開しなければ、近い将来の感染爆発は避けられない事態となっており、また、諸外国の例からみても感染爆発が起きる前に対策を講じないと将来的に大きな負担を残すことになる。

エイズ対策関係略年表

エイズ対策関係略年表

昭和58年 6月	厚生省エイズ研究班発足 我が国における AIDS の診断基準を作成
59年 9月	AIDS 調査検討委員会設置 エイズサーベイランスの開始
60年 3月	エイズ患者確認第1号
5月	血友病患者でエイズ確認第1号
7月	加熱処理による凝固因子製剤の使用開始
61年11月	長野県のフィリピン人女性キャリアについて報道 献血血液の HIV の抗体検査開始
12月	AIDS 調査検討委員会をエイズサーベイランス委員会と改名 厚生省エイズ対策専門家会議を設置
62年 1月	日本で初の女性患者確認(神戸)
2月	HIV 感染者の妊娠報道(高知) エイズ対策関係閣僚会議を設置 エイズ問題総合対策大綱を決定
6月	勸エイズ予防財団設立
9月	AZT 承認
63年 4月	国立予防衛生研究所にエイズ研究センター設置 国立病院医療センターにエイズ医療情報センター設置
12月	WHO「世界エイズデー」を提唱
64年 1月	血液製剤による HIV 感染被害救済事業の開始
平成元年 2月	エイズ予防法施行
2年 5月	我が国初の母子感染例報告
3年 6月	第10回国際エイズ会議(1994年)日本開催正式決定
4年 2月	公衆衛生審議会伝染病予防部会エイズ対策委員会を設置
3月	第3回エイズ対策関係閣僚会議開催 エイズ問題総合対策大綱を改正
4月	DDI 承認
10月	公衆衛生審議会伝染病予防部会エイズ対策委員会が「エイズ対策に関する提言—エイズについての緊急アピール」を意見具申 厚生省内に厚生大臣を本部長とする「エイズストップ作戦本部」を設置

政府の総合的なエイズ対策は、昭和62年2月にエイズ対策関係閣僚会議で決定され、平成4年3月に改正された「エイズ問題総合対策大綱」に基づいて関係省庁の協力の下に行われている。

厚生省においても積極的な施策を講じてきたところであるが,感染が新たな局面を迎えている状況を踏まえ,平成4年2月に設置され,今後のエイズ対策のあり方について検討を行っていた公衆衛生審議会伝染病予防部会エイズ対策委員会は,平成4年10月に緊急アピールとして,啓発活動の一層の推進や医療体制の充実などを盛り込んだ「エイズ対策に関する提言」を行った。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

1 正しい知識の啓発普及

根本的な治療法のない現在,エイズ対策の基本は,国民一人一人がエイズに関する正しい知識をもち,それを行動に移すことにより感染を予防するとともに,患者・感染者に対して理解ある行動がとれるようにすることである。また,諸外国の例をみても,早い時期から国民に正しい知識の啓発普及を行った国はエイズの爆発的まん延をのがれているといわれている。

厚生省としては,これまでも各種の啓発普及活動等を通じて正しい知識の普及を図ってきたが,感染の状況が新たな局面を迎えていることに対応し,青少年に対し,エイズに関して正しい理解を深めるための啓発普及活動を推進することや,海外旅行者に対する啓発普及,在日外国人に対する啓発普及等多様な受け手に応じたきめ細かい啓発普及活動を行うこととしている。

さらにこうした啓発普及を進めていくためには,国のみならず地方公共団体,企業,ボランティア団体等がそれぞれの特性を生かした活動を行っていくことが必要である。

厚生省としては,平成4年10月に厚生大臣を本部長とする「エイズストップ作戦本部」を設置し,地方公共団体や民間部門の協力も得つつ,エイズに関する正しい知識の一層の啓発普及に取り組むこととした。

東京商工会議所でも,平成4年5月にエイズ問題懇談会を設置し,同年10月にエイズに関する基礎的知識や企業内における啓発普及,感染者への対応などをまとめた「企業のエイズ対策の手引き」を取りまとめるなど,積極的な取り組みを行っており,今後の展開が期待される。

文部省においても,学校教育や社会教育においてエイズに関する正しい知識を修得させるとともに,エイズに関する誤解や偏見を除き人権尊重の精神を育てる観点から,教材の作成や教職員の研修など積極的な施策を実施している。

☆エイズストップ作戦本部の設置

患者・感染者の急増や全国的広がりを踏まえ,エイズに関する正しい知識の啓発普及を一層推進するため,厚生大臣を本部長とする「エイズストップ作戦本部」が平成4年10月20日,厚生省に設置された。作戦本部は,これまで厚生省が行ってきたエイズ対策の中でも,啓発普及に重点を絞ったものであり,事務局は保健医療局結核・感染症対策室に置かれている。

12月1日の世界エイズデーには,(財)エイズ予防財団との共催により,厚生大臣やタレントによるエイズ予防街頭キャンペーン等を行った。

今後の主な活動としては,若者向けメディアを中心としたPR作戦の展開や民間部門との協力によるシンポジウムの開催,エイズレポートの発行,キャンペーン事業の実施等具体的な啓発活動の実施や啓発普及の材料の提供などを予定している。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

2 相談・検査体制の充実

感染の不安がある場合に,気軽に相談ができ,迅速に,かつ,安心して検査が受けられるよう,これまでも全国の保健所において匿名検査を実施しているほか,ニーズに応じて医療機関においても検査を実施している。

平成4年度は,国立公衆衛生院において,保健所の医師等を対象に研修を実施したほか,保健所におけるエイズ相談マニュアルを作成した。

今後は,相談・検査体制を更に充実させるため,保健所における検査機器や個室相談室の整備,外国語による相談が行える体制の整備,カウンセラーの養成等を行っていくこととしている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

3 医療体制の整備

増加する患者・感染者に対する対策の充実も重要である。医療体制を整備していく際の基本原則は、どこ
の医療機関でも安心して医療が受けられるようにするということである。厚生省としては、これまでも診
療の手引きなどの作成・配布のほか、国立医療・病院管理研究所における医療従事者研修などを行って
いる。

今後は、患者・感染者の急増に伴い、医療機関への患者・感染者の受入れを促進していくことが必要であ
る。また、感染の全国的広がりに伴い、どこの病院・診療所でも患者・感染者を診療する機会が出てきて
いることから、経験の豊富な病院が中心になって医療従事者への教育などを行っていくことなどが求められ
ている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

4 国際協力の推進

エイズは国際的な問題になっていることから、国際協力は重要な課題であり、科学技術協力等の二国間協力、WHOで行われているエイズ対策計画(GPA)への協力、東南アジア等からの研究者の受入れや我が国における国際会議の開催等による国際協力を一層推進することとしている。

当面、平成6年に日本における開催が予定されている国際エイズ会議(国際エイズ学会、WHO共催)を実りあるものとするのが、世界のエイズ対策に関する我が国の貢献と国内におけるエイズ対策の一層の推進という観点から重要であり、社会全体での取組みが必要とされている。

第1編

第2部 厚生行政の動き

第2章 エイズ総合対策

第2節 対策の現状と今後の課題

5 研究の推進

これまで政府レベルでの研究は、厚生省、文部省、科学技術庁の3省庁を中心に進められてきており、厚生省においてもエイズ対策研究事業、エイズ医薬品等開発推進事業等を行っている。これまでのところ、

- 1) 診断基準の作成などエイズの診断
- 2) サルにウイルスを感染させることに成功するなど、実験動物モデルの開発
- 3) 増殖を抑制している遺伝子の解明など、ウイルスの構造や機能の解明
- 4) 抗ウイルス効果のある物質の探索など、治療薬の開発に可能性が出てきたこと

等の面で成果があがってきており、今後は、基礎医学研究や疫学研究を引き続き推進するとともに、これらの研究成果を活用した予防法や治療法の開発、ワクチンや抗ウイルス薬の開発等を一層推進することとしている。
